

# 広島県運転免許センター施設内 デジタルサイネージ広告掲載事業仕様書

## 1 貸付場所、設置種類及び貸付面積

広島県運転免許センター（広島市佐伯区石内南三丁目1-1）施設内の次表指定場所

設置物	設置場所	設置数	設置範囲	モニター数	設置方法
広告付掲示板	1階ホール	1	横1,300mm奥行800mm 高さ2,100mm	2台	可動式
	1階ホール	1	横1,300mm奥行800mm 高さ2,500mm	2台	可動式
広告板	1階ホール北西側 待合スペース上	1	横1,400mm奥行500mm 高さ1,000mm	1台	天吊式

※広告付掲示板は床から本体上面まで、広告板は天井から本体底面までの高さをいう。

※貸付場所の位置については、別紙のとおりです。

## 2 貸付期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日（5年間）

※更新はありません。

## 3 契約の方法等

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、デジタルサイネージを設置するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により終了し、契約の更新はありません。
- (2) 地方自治法第238条の4第5項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要があるときは、契約を変更又は解除することがあります。
- (3) デジタルサイネージによる広告掲載をする事業者（以下「広告掲載事業者」といいます。）が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- (4) 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所へのデジタルサイネージの設置を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除することがあります。

## 4 設置する広告付掲示板等の規格

- (1) 広告付掲示板及び広告板（以下、「広告付掲示板等」という。）は、次のとおりとします。

設置物	区分	サイズ	音声
広告付掲示板	行政情報用	42インチ以上	音声なし
	広告用	行政情報用と同一サイズ以下	
広告板	広告用	60インチ程度	

- (2) 行政情報用モニターは、動画及び静止画の表示機能を有し、設置場所ごとにそれぞれ個別の情報が放映できるものとします。また、曜日や時間帯に応じて必要な行政情報を表示できるよう、スケジュール機能を有するものとします。
- (3) 広告付掲示板等は、照明の光源にLEDを使用する、モニターに省電力タイプを採用するなど、省エネや環境に配慮したものとしてください。
- (4) 鋭利な角や突起物等がない形状とし、配線等についても安全に配慮し、設置する施設の周

辺環境及び利用者の安全を損なわないものとしてください。

- (5) 広告付掲示板等への行政情報又は広告情報の配信方式は、スタンドアロン型又はクラウド型とします。

なお、クラウド型とする場合は、次の要件を満たすものとしてください。

- ア 政府情報セキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたクラウドサービス又はそれと同等のセキュリティ対策が施されているクラウドサービスを利用すること。  
イ クラウドサービス及びデータの保管場所は日本国内であること。  
ウ サーバー、ネットワーク等のアクセスログを提供できること。  
エ 不正アクセス、不正侵入又はウィルス等の脅威に対する機能を有していること。

## 5 設置

- (1) 広告付掲示板等は、地震又は接触等による転倒・落下を防止するため、十分な対策を講じてください。
- (2) 庁舎施設に負担の少ない方法で広告付掲示板等を設置することとし、原状回復や強度の確保、天井等の材質、構造等を考慮して、具体的な方法を双方協議の上で決定するものとします。
- (3) 電気の利用に当たっては、広告付掲示板等の設置が施設の業務用機器や照明等に影響を与えることの無いよう、設置前に施設の電気供給に係る設備について調査の上、必要な電源設備の敷設等を行ってください。
- (4) 広告付掲示板等を設置する際には、事前に設置予定の機器、クラウドサービス及びネットワーク等の仕様等について広島県警察へ報告し、その承諾を受けてください。
- (5) 広告付掲示板の製作、設置及び電源設備の敷設並びに原状回復に係る一切の費用は、広告掲載事業者の負担とします。
- (6) 設置工事は、原則として開庁日の15時以降又は土曜日に行うこととし、作業場所及び時間帯は、事前に広島県警察本部交通部運転免許課へ連絡し、その許可を得てください。
- (7) 広告付掲示板等の稼働に要する電気料金は、広告掲載事業者の負担とします。

## 6 運用・保守

- (1) 広島県運転免許センター勤務員（以下「センター勤務員」という。）が行政情報の制作及び放映作業を容易に行うことができる仕組みとなるよう、必要なソフトウェアや端末等を広告掲載事業者の負担により用意してください。
- (2) セキュリティ侵害事案が発生しないよう十分な対策を施し、準備に当たっては事前に説明を行ってください。
- (3) 行政情報の制作開始前には、センター勤務員に対して必要な操作等を説明するとともに、その後においても、センター勤務員の求めに応じて、必要なサポートサービスが無償で提供してください。
- (4) 災害時の避難誘導等、やむを得ない理由がある場合は、広告付掲示板を移動できるものとします。  
なお、当該理由が解消された後は、速やかに従前の設置場所に戻します。
- (5) 自動制御機能によりモニターの点灯・消灯を行うものとし、放映時間は開庁日の午前7時30分から午後5時までの間とします。
- (6) 広告付掲示板等は、常に正常な状態で使用できるよう広告掲載事業者の責任において維持管理（メンテナンス等）を行うものとします。また、メンテナンスの際に、機器の異常等何らかの問題が発生した場合には、広告掲載事業者の責任と負担において迅速に対応を行うものとします。
- (7) 広告付掲示板等の設置により、施設における業務、施設又は来庁者等に損害を与えた場合は、広告掲載事業者の責任と負担により、速やかに補償等の措置を行うものとします。

## 7 広告の仕様等について

- (1) 広告用モニターにより放映する広告は、音声のないものとします。
- (2) 広告用モニターに「広告欄」等の文言を表示するなど、当該モニターが広告欄であることを明示してください。
- (3) 広告の内容に関する責任を明確にするため、広告を放映時に、広告主の名称、所在地及び電話番号等の必要な事項を表示してください。
- (4) 広島県広告掲載要綱及び広島県広告取扱基準に反する広告は承認いたしません。
- (5) 広告付掲示板の広告用モニター以外の場所に広告を掲載することはできません。
- (6) 広告内容又は広告主が法令等（広島県広告掲載要綱及び広島県広告取扱基準を含む。）に違反することが判明したときは、広告放映の中止又は放映内容の修正を命じることがあります。この場合、中止又は修正に要する費用は広告掲載事業者の負担とします。また、このことにより生じた損害について賠償を請求することはできません。

## 8 広告の放映について

- (1) 広告用モニターで広告を放映しようとするときには、事前に広告掲載承認申請書（様式第10）に、広告案及び広告掲載希望事業者（広告主）の誓約書（様式第11）を添付して、広島県警察に提出してください。
- (2) 広島県警察において前7(4)の要綱及び基準に基づき審査を行い、承認するか否かを決定し、広告掲載事業者へ通知します。
- (3) 通知を受けたのち、デジタルサイネージで広告の放映を行ってください。
- (4) これらの手続きに要する費用は全て広告掲載事業者の負担とします。

## 10 掲載事業者の遵守事項等

- (1) 使用用途の指定  
貸付物件は、広告付掲示板等の設置のみに使用するものとし、広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業募集要領及び本仕様書等を遵守していただきます。
- (2) 指定用途以外の利用等  
ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。  
イ 貸付けを受けた場所は、善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。  
ウ 大規模災害時等に、広島県警察で一時的に使用することがあります。  
また、その際、広告掲載事業者で設置しているデジタルサイネージ等の撤去等をお願いする場合があります。  
エ その他広島県警察の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。
- (3) 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力  
広島県警察が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、広告掲載事業者は協力してください。また、広告掲載事業者は、広告付掲示板等の保守点検について実施してください。
- (4) 再委託等の制限  
広告掲載事業者は、広告付掲示板等の設置及び管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、事前に書面により広島県警察の承認を受けた場合は、この限りではありません。
- (5) 譲渡又は転貸の禁止  
広告掲載事業者は、広告付掲示板等の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は承継させてはいけません。また、その権利を担保に供してはいけません。
- (6) 搬入・搬出等  
広告掲載事業者は、関係法規及び広島県警察の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、広告

付掲示板等の搬入・搬出・運搬等を行ってください。その際、事前に広島県警察の承認を得るものとします。

(7) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県警察に報告してください。連絡体制又は連絡先に変更があった場合は同様に報告してください。

(8) 打合せ等

広告掲載事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県警察と打合せを行うものとします。

(9) 情報の適正な管理

広告掲載事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(10) 個人情報の保護

広告掲載事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとします。

(11) 事業の履行に関する措置

広島県警察は、本事業(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、広告掲載事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求します。広告掲載事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県警察の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(12) 契約終了時の貸付物件の引き渡し等

広告掲載事業者は、本事業が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県警察に対して円滑な貸付物件の引渡しを行うものとします。

なお、原状回復に要した費用は広告掲載事業者が負担することとし、広告掲載事業者は、広島県警察に対し、原状回復に要した費用、デジタルサイネージの設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

## 7 貸付料及び必要経費の支払

(1) 貸付料

ア 各年毎の貸付料は、次表のとおりとします。

令和8年度(令和8年10月1日～令和9年3月31日)	落札金額の10分の1の金額
令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和10年度(令和10年4月1日～令和11年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和11年度(令和11年4月1日～令和12年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和12年度(令和12年4月1日～令和13年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和13年度(令和13年4月1日～令和13年9月30日)	落札金額の10分の1の金額

※割り切れない場合、その端数は初年度の金額に含めるものとします。

イ 広告掲載事業者は、広島県警察の発行する納入通知書により、年額の貸付料を毎年度4月30日までに支払わなければなりません。ただし、初年度の貸付料は契約期間の開始までに支払わなければなりません。

ウ 納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、広島県警察の指定する日までに支払うものとします。

エ 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞金の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがあります。

オ 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞金を加算して広島県警察に支払っていただきます。

なお、契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合があります。

カ 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、地方自治法第238条の4第5項の規定に基づき契約を変更又は解除した場合その他広島県警察が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

## (2) 必要経費

デジタルサイネージの稼働に伴い必要となる電気使用料を貸付料とは別に支払っていただきます。

### ア 算出方法

デジタルサイネージに係る電気使用料は、次のいずれかの算出方法により算定した金額を広島県警察へ支払うものとします。

#### (ア) 副メーター方式

副メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定に合格したものに限り。）の数値により電気使用料を算出します。なお、副メーターの設置・管理に要する費用は広告掲載事業者の負担とします。

#### (イ) 定格消費電力方式

定格消費電力と稼働時間数により電気使用料を算出します。

### イ 計算式

#### (ア) 副メーター方式の場合

$$\text{負担電気料金} = \text{施設全体の電気料金} \times \frac{\text{副メーターの使用電力量(kWh)}}{\text{施設全体の使用電力量(kWh)}}$$

#### (イ) 定格消費電力方式の場合

$$\text{負担電気料金} = \text{施設全体の電気料金} \times \frac{\text{定格消費電力(kW)} \times \text{稼働時間(h)}}{\text{施設全体の使用電力量(kWh)}}$$

### ウ 支払方法

広島県警察が発行する納入通知書により、広島県警察の指定する期日までに納入してください。

## 8 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立ててください。

なお、連帯保証人が個人の場合における民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和9年度分の貸付料相当額とします。また、広告掲載事業者は、契約締結時に連帯保証人に対し、民法第465条の2第1項各号に定める事項について真実かつ正確な情報の提供を行うものとします。

## 9 解除通知

広告掲載事業者が貸付料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

## 10 原状回復

広告掲載事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県警察の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還するとともに、借受財産返還書(様式第9)を提出してください。ただし、広島県警察と協議し、原状に回復する必要がないと認める場合は、借受財産返還書の提出のみで足りります。

## 11 その他

- (1) 広告付掲示板について、モニター架台(台座)に余剰スペースがある場合には、当該スペースの活用方法について協議できるものとします。
- (2) 事業の実施に関し疑義があるとき又は仕様書等に定めのない事項については双方協議の上、解決するものとします。

# 設置場所平面図

## 1階平面図



【広告板】  
1階ホール北西側 待合スペース上  
《天吊式》

(設置範囲)  
横140cm × 奥行50cm × 高さ100cm以内



【広告付揭示板】  
1階ホール正面 左側柱前  
《可動式》

(設置範囲)  
横130cm × 奥行80cm × 高さ210cm以内



【広告付揭示板】  
1階ホール正面 右側柱前  
《可動式》

(設置範囲)  
横130cm × 奥行80cm × 高さ250cm以内

